

長岡市マンション管理アドバイザー派遣事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内におけるマンションの管理の適正化を推進するため、マンション管理組合等に対し、マンションの管理に関する専門家(以下「アドバイザー」という。)の派遣を行う本事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「法」という。)第2条第1号に規定するマンションであつて、市内に所在するものをいう。
- (2) マンション管理組合等 法第2条第3号に規定する管理組合、同条第4号に規定する管理者等、同条第3号に規定する管理組合のないマンションにおける区分所有者又は同条第4号に規定する管理者等が選任されていないマンションにおける区分所有者をいう。

(アドバイザーの派遣)

第3条 市長は次の各号に掲げる者で、マンションに関する相談、支援経験があるものをアドバイザーとして派遣するものとする。

- (1) 法第2条第5号に規定するマンション管理士の資格を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認めた者

(派遣事業の対象)

第4条 派遣事業の対象は、市長が派遣事業の利用が必要であると認めるマンション管理組合等とする。

2 市長は、前項に規定するマンション管理組合等からアドバイザーの派遣の申請があった場合、予算の範囲内で当該マンション管理組合等に対し、アドバイザーを派遣することができる。

(相談事項等)

第5条 派遣事業における相談事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理組合の運営及び管理規約等に関すること。
- (2) 管理費及び修繕積立金等の財務に関すること。
- (3) 管理委託契約等の契約に関すること。
- (4) 長期修繕計画の作成及び見直しや大規模修繕工事に関すること。
- (5) マンション管理計画の認定制度に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、マンションの管理又は運営等に関することで市長が認める事項

(申請手続)

第6条 派遣事業を受けようとするマンション管理組合等は、市長に申請しなければならない。

(派遣の決定)

第7条 市長は、前条の規定による派遣事業の申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が適当であると認めるときは、アドバイザーの派遣を依頼するものとする。

2 市長は、前条の申請した者に対し、アドバイザーの派遣を決定する旨の通知をしなければならない。

3 市長は、前項の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(派遣の中止)

第8条 前条第2項の通知を受けた者（以下「派遣決定者」という。）がやむを得ない事情等により、派遣を要しなくなったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消し)

第9条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 派遣決定者から前条の届け出がされたとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により派遣の決定を受けたとき。

(3) 市長が派遣決定者に対し、派遣を行うことが不適当であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その旨を派遣決定者に通知しなければならない。

(派遣決定の変更)

第10条 派遣決定者は、第7条第2項の通知の記載事項に変更があるときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(実績報告)

第11条 アドバイザーは、派遣の終了後14日以内又は派遣年度の3月31日のいずれか早い期日までに、当該派遣の実績を市長に報告しなければならない。

2 派遣決定者は、派遣の終了後14日以内または派遣年度の3月31日のいずれか早い期日までに、当該派遣の結果を市長に報告しなければならない。

(派遣の回数等)

第12条 派遣事業の申請は、同一のマンション管理組合等につき同一年度内に1回までとする。ただし、市長は予算その他の事情により当該回数を変更することができる。

2 1回当たりの派遣時間は2時間以内とする。

(派遣の費用)

第13条 派遣に要する費用は、市が負担する。ただし、会場等の派遣以外に要する費用については、派遣決定者が負担するものとする。

(費用の返還)

第14条 市長は、第9条第1項の規定により派遣の決定を取り消した場合において、既に派遣して助言等を行っているときは、派遣決定者に対し、期限を定めて派遣に要した費用の返還を命ずるものとする。

(守秘義務等)

第15条 派遣されたアドバイザーは、当該派遣事業において職務上知り得た個人情報を第

三者に漏らしてはならない。

2 派遣されたアドバイザーは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 管理組合等から金品を受け取ること。
- (2) 管理組合等に対し、営業活動をする事。
- (3) 管理組合等に対し、不必要な改修等を勧めること。
- (4) その他、管理士会及びアドバイザーとして相応しくない行為をすること。

(委託)

第16条 市長は、派遣事業に関する一部を委託して行うことができる。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、派遣事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月6日から施行する。